

京都市上下水道局訓令甲第1号

京都市上下水道局帳票に関する要綱の廃止について次のように定める。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局帳票に関する要綱は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)